

令和4年度

第3回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第3回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月7日(火) 午後1時30分～午後3時15分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 8人

会長	10番	石井 克己
委員	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

欠席委員 2人

	1番	小川 治夫
	5番	宇田川 忠好

4. 農地利用最適化推進委員 6人

	1番	久保田 章
	2番	富田 憲一
	3番	岡本 好夫
	4番	石井 玄徳
	5番	大滝 與鷹
	6番	平田 秀行

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班(委員)の指名
- 4 議案第 1号 令和3年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価について

議案第 2号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第 3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第 4号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第 5号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第 6号	競（公）売買受適格証明願について	1件
議案第 7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第 8号	生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について	2件
議案第 9号	令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について	1件
議案第10号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による 事業計画の決定について	1件
報告第 1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第 2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	29件
報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第 3号	農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出に ついて	1件
報告第 4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	2件

6. 農業委員会事務局職員

局 長	藤城 久保
次 長	館野 裕之
副主幹	吹上 裕三
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
書 記	土田 啓介

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和4年度第3回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、小川委員、宇田川委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中8名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席7番の委員、議席8番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、大山主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第10号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p>

議長	<p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「令和3年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議長	はい、事務局長
事務局長	<p>本件は、平成28年3月4日付の農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、「令和3年度活動計画の点検・評価」を作成し、これを公表するものです。</p> <p>別紙、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の主な項目について説明いたします。</p> <p>1ページの「農業委員会の状況」につきましては、令和3年4月1日現在の農業の概要と農業委員会の現在の体制でございます。</p> <p>2ページのⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」です。</p> <p>令和3年4月現在までの集積面積は、198.36ヘクタールでした。</p> <p>令和3年度の集積目標は200.00ヘクタールでしたが、新たに3.78ヘクタールを集積することができましたので、集積実績が202.14ヘクタールとなり目標を上回る結果となりました。</p> <p>3ページのⅢ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。</p> <p>令和元年度から令和3年度までの3年間では、令和元年度に1経営体、令和3年度に2経営体の新規参入がありました。本年度は1経営体の参入目標に対し、2経営体が新規参入しました。</p> <p>4ページのⅣ「遊休農地に関する措置に関する評価」です。</p> <p>令和3年4月現在の遊休農地面積は14.4ヘクタールでした。</p> <p>令和3年度の目標及び実績では、農業委員・農地利用最適化推進委員の方々より実施していただきましたが、農地利用状況調査の成果により、遊休農地解消の目標である2.0ヘクタールに対し、実績としましては4.60ヘクタールと目標を大きく上回る結果となりました。</p>

	<p>5ページのV「違反転用への適正な対応」です。</p> <p>令和3年4月現在の違反転用面積は0.2ヘクタールで、前年度と変わりなく、23年度に発生した0.2ヘクタールの違反転用が、解消されておられません。</p> <p>6ページから7ページのVI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」では、</p> <p>1 「農地法第3条に基づく許可事務」から、4 「情報の提供等」まで、いずれも適正に事務を実施しております。</p> <p>8ページのVIII「事務の実施状況の公表等」についてです。</p> <p>1「総会等の議事録の公表」と、3「活動計画の点検・評価の公表」は、いずれも、「ホームページ(市川市公式ウェブサイト)で公表」しています。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和3年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。」</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」 今回の申請は、3件でございます。</p> <p>(1) について議案の3、4ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和4年5月23日でございます。 申請地は柏井町で、地目は畑、面積は1166平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(2) について議案の5、6ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和4年5月23日でございます。 申請地は大野町で、地目は田、面積は522平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>(3) について議案の7、8ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和4年5月23日でございます。 申請地は大町で、地目は畑、面積は3966平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席6番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 現地調査は、令和4年5月31日に農地調査班第3班と区域1、2、3を 担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1) について、譲受人は、主にトマトを栽培している兼業農家の方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特 に問題はございません。取得後は、サツマイモやキャベツ等の露地野菜を作 付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許 可相当と思います。</p> <p>(2) について、譲受人は、主に米を栽培している兼業農家の方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特 に問題はございません。取得後は、米を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許 可相当と思います。</p> <p>(3) について、譲受人は、主に梨を栽培している兼業農家の方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特 に問題はございません。取得後は、梨を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許 可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説 明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>はい、事務局。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1) について、譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>(2) について、譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>(3) について、譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1) について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（1）は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」（2）について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（2）は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」（3）について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（3）は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。

議 長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の9、10ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年5月23日でございます。</p> <p>申請地は二俣で、地目は畑、面積は117平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席6番の委員	はい、議長
議 長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、現地調査は、令和4年5月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。申請地は、二俣小学校の北東側、おおむね400メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には農地はありません。</p> <p>また、敷地内の埋立等を行わず、整地後転圧、砂利敷きにし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>汚水、雑排水はありません。</p>

議 長	<p>駐車台数につきましては、4 tトラック3台を予定しているとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、船橋市に居住する方です。</p> <p>所有農地を耕作することが困難となっていたところ、産業および一般廃棄物の収集運搬業を営む法人からの要望があったことから申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、着工後15日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、5件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、5件でございます。</p> <p>議案の11、12ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は令和4年5月23日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は山林で現況は畑、面積は158平方メートルです。区域区分は市街化調整区域で、農業振興地域ですが農用地区域内ではありません。申請理由につきましては、貸駐車場を目的に所有権の移転をする</p>

<p>議長</p>	<p>ものでございます。</p> <p>続きまして13、14ページをお願いします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和4年5月23日でございます。</p> <p>申請地は国分で、地目は畑、面積は726平方メートルです。区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして15、16ページをお願いします。</p> <p>(3)の申請受付日は、令和4年5月25日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は16平方メートルです。区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場及び駐車場用地を目的に所有権の移転をするものでございます。なお、本件は議案第5号と関連するものとなっております。</p> <p>続きまして17、18ページをお願いします。</p> <p>(4)の申請受付日は、令和4年5月24日でございます。</p> <p>申請地は北方町で、地目は田、面積は219平方メートルです。区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして19、20ページをお願いします。</p> <p>(5)の申請受付日は、令和4年5月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は503平方メートル、外1筆、合計面積は、563平方メートルです。区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p>
-----------	---

	<p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席6番の委員。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、 現地調査は、令和4年5月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、大町小学校の西側おおむね200メートルに位置し、 現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域内 のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にある第2種農地と判断します。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周辺に農地はござい ません。</p> <p>雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。申請地につ きましては、普通車5台を駐車する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基 準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(2)の申請地は、中国分小学校の東側おおむね200メートルに位置し ており、現況は、露地畑になっておりました。農地区分については、宅地化 が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農 地と判断します。転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に 3段の重量ブロック土留を設置し、土砂流出防止を行います。また、埋立て 等は行わず整地のみ行います。汚水については合併浄化槽を設置して処理 し、雨水と併せて道路側溝へ排水するものです。</p> <p>申請地につきましては、専用住宅4棟を予定しております。譲渡人は、要 望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基 準に適合することから、許可相当と判断します。</p>

(3)の申請地は、JR武蔵野線市川大野駅の西側おおむね700メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域内のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にある第2種農地と判断します。転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には農地はありません。また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。申請地につきましては、資材置場及び駐車場を予定しております。譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

(4)の申請地は、北方小学校の北側おおむね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断します。転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に3段のブロック土留を設置し、土砂流出防止を行います。また、埋立て等を行わず整地の上、砂利敷きとします。

また、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。申請地につきましては、普通車12台の駐車を予定しております。譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

(5)の申請地は、柏井公民館の南側おおむね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地に高低差は無く、土砂の流出はありません。また、埋立て等を行わず整地のみ行います。また、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。申請地につきましては、大型トレーラー1台および普通車2台の駐車を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

議 長	<p>報告は以上です。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、大田区に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は耕作が困難であり、管理上も問題が生じている土地であることから、需要が見込める駐車場として整備することから申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、周辺に農地はないことから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和4年6月30日に着工し、完了は令和4年10月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>続きまして(2)の譲受人は、松戸市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は最寄り駅より徒歩15分以内であり、近隣にはスーパーや教育施設が多数あるため住環境に適していることから今回の申請に至ったとのこ</p>

とです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和5年3月末となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして(3)の譲受人は、大洲に本店を置き、不動産業を営む法人です。

申請地は、譲受人が所有している土地の隣地であり、一体利用することから申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、周辺に農地は無いことから特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和4年7月30日に着工し、完了は令和4年8月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして(4)の譲受人は、市内に本店を置き、主に自動車事業を営む法人です。

申請地は自社で管理する駐車場とする予定で、現在使用している貸駐車場の費用や会社事務所へのアクセス等を考えると経営向上が見込めることから今回の申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後2か月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして(5)の譲受人は、船橋市在住の大型トレーラーによる運送業を営む個人事業主です。

現在、大型トレーラーを置くために賃借している土地が使用できなくなり、代替地を探した結果、申請地が最適であったことから今回の申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、借入金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和4年7月1日に着工し、完了は令和4年7月15日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと

	<p>思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席4番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席4番の委員。</p>
議席4番の委員	<p>(1)の特定建築条件付売買予定地とはどのようなことでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>土地の買受人が売買契約締結後に建物の内容を設計して建築することです。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
議席4番の委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>(4)の田んぼで埋め立てをしないと車が止めれないと思うのですが。</p> <p>また、土地が低いと思われるので土留めをしないといけないのではないかと。</p>

議 長	事務局。
事 務 局	申請地につきましては、整地の上、砂利敷きにしていきます。また、3段のブロック土留めを設置し、土砂流出防止を行います。
議 長	よろしいですか。
議席9番の委員	土地の地盤が弱い箇所なので、しっかりと土留めをするよう指導してください。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」(4)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」(5)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号(5)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の21、22ページをお願いいたします。</p> <p>なお、本件は議案第4号(3)と関連するものでございます。</p> <p>申請受付日は、令和4年5月25日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は772平方メートルから788平方メートルへ変更となります。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>本件は、令和3年11月5日付けで資材置場及び駐車場用地として農地法第5条の規定による転用を伴う所有権の移転の許可を受けたものでございますが、今回、隣接地を新たに売買できたことにより、すでに許可済の土地と併せての利用を考えているため、計画変更承認申請がなされたものでございます。説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、</p> <p>現地調査は、令和4年5月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、JR武蔵野線市川大野駅の西側おおむね700メートルに位置し、現況は資材置場及び駐車場用地として工事中となっております。</p> <p>本件は、令和3年11月5日付けで許可を受けたことについて、面積と工事期間を変更するものでございます。</p> <p>この度、隣地である申請地を売買することができたため、許可済みの土地と併せて土地利用するべく計画変更承認申請をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、承認相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請者は市川市大洲において不動産業を営む法人です。</p> <p>既に許可済みの土地の隣接地を新たに売買することができ、併せて資材置場及び駐車場として利用するために、変更申請に至ったとの事です。</p> <p>資力についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金で賄うことが申請書類により確認されております。</p>

	<p>転用による周辺への影響ですが、周辺の土地に農地はなく、特に影響はございません。</p> <p>以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>着工予定が令和3年11月20日となっていますがどうしてでしょうか</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>今回の申請は、令和3年11月5日付けで許可を受けたことについての工事期間の変更となっているためです。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
議席9番の委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につい</p>

各 委 員	て」について、承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。
	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により承認相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。
事務局長	次に、議案第6号「競（公）売買受適格証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
議 長	はい、議長。
事務局長	はい、事務局長。
	議案第6号「競（公）売買受適格証明願について」、今回の申請は、1件でございます。議案の23、24ページをお願いいたします。本件は、東京国税局の不動産担保公売物件でございます。入札期間は、令和4年8月3日から令和4年8月10日、開札期日は令和4年8月16日の期間入札となっております。申請受付日は、令和4年5月25日でございます。本件は、農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願としての申請になります。申請地は大野町の畑で、面積は94平方メートルです。区域区分は市街化調整区域で農業振興地域の農用地区域です。申請理由は、農業経営の規模拡大のためでございます。説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。

議席6番の委員	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 長	はい、議長。
議席6番の委員	<p>議案第6号「競（公）売買受適格証明願について」、 現地調査は、令和4年5月31日に農地調査班第3班と、区域2を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請人は、主に梨を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>申請人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>取得後は、ブルーベリーを作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、証明相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請者は農業経営の規模拡大目的で申請地を取得するため、公売に参加するものです。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p>

	<p>す。</p> <p>なお、買受適格証明書が交付された後、申請者が落札し、農地法第3条許可申請書の提出があった場合。農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、農業委員会に付託することなく会長の専決により許可するものとなります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>適格証明の審査基準を教えてください。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>農地法第3条の規定による許可申請と同じ基準です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
議席9番の委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「競（公）売買適格証明願について」について、申請者を買</p>

	<p>受適格者として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」 ご説明いたします。</p> <p>議案書の25、26ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和4年5月17日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、大町の農地16筆で、合計面積は33,274.50平方メートルです。</p> <p>地目は「畑・山林」ですが、現況は「樹園地・畑」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和4年1月24日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席2番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	<p>議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年5月30日に第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と相続人夫婦及び長男夫婦の5名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、市川市動植物園東側に位置した樹園地及び畑16筆、33,274.50平方メートルです。</p> <p>いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおりに証明することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「生産緑地地区変更（指定）に係る意見について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第8号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」議案の27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年5月24日付で、市川市長が指定対象となる「農地等」の認定について、生産緑地法施行規則第1条に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>続きます。調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	<p>議案第8号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年5月30日に第1班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p>

議 長	<p>今回の指定は、2件2筆、1, 117平方メートルです。</p> <p>2件につきましては、適切に肥培管理されておりましたので、「生産緑地地区の指定に係る農地」に該当すると判断いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第8号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」、1番及び2番について、調査報告のとおり回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は、全会一致により、調査報告のとおり回答することと、決定いたします。</p>
事務局長	次に、議案第9号「令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、1件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局長	議案第9号「令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

	<p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年5月10日付けで、市川市長より令和4年度第3次農用地利用集積計画（案）が、1件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席2番の委員。</p>
議席2番の委員	<p>議案第9号「令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年5月30日に、第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>借り手の方は曾谷在住の方です。</p> <p>曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、曾谷の「市川市立百合台小学校」の北側に位置した畑2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,037平方メートルで、設定期間は、1年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第3次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p>

	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席9番の委員。
議席9番の委員	借り手の方の年齢は
事務局	55歳です。
議長	よろしいですか。
議席9番の委員	はい。
議長	他にございませんか。
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第9号「令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第10号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」、1件ございます。事務局から議案の説明</p>

<p>事務局長</p>	<p>をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長。</p> <p>議案の説明の前に、新たな制度の概要をご説明いたします。</p> <p>平成30年9月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、終身営農が原則であった生産緑地の賃貸借がしやすくなりました。</p> <p>これまで生産緑地の賃貸借を行う場合には、農地法第3条の許可を受けることが必要であり、賃貸借期間が自動的に更新される法定更新が適用されることや相続税の納税猶予が受けることができなくなることなど、所有者にとってデメリットがありました。</p> <p>一方、この新たな制度では、賃貸借期間の法定更新が適用されないため、契約期間終了後に農地が返ってくることや相続税の納税猶予を継続して受けたままで農地を貸すことができることなど、これまでのデメリットが解消されました。</p> <p>次に、賃貸借の手順についてご説明いたします。</p> <p>申請者から市の窓口である農業振興課に事業計画の認定申請書が提出された場合において、当該事業計画が法律に定める認定要件に該当するものであるときは農業委員会の決定を経て、市長がその認定をすることとなります。</p> <p>続きまして、農業委員会が確認する事業計画の認定要件について、ご説明します。</p> <p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、農地を借りる方が農作業に常時従事する個人の場合、認定要件は3つございます。</p> <p>1つ目は、都市農業の機能の発揮に特に資するものとして基準に適合していると認められること。</p> <p>具体的には2つの基準がございまして、1つは、周辺的生活環境と調和のとれた当該都市農地の利用を確保すること。もう1つは、例えば、生産され</p>

	<p>た農作物の一定割合を地元直売所等で販売すると認められることなどとなっております。</p> <p>2つ目は、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないと認められること。</p> <p>3つ目は、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることとなっております。</p> <p>それでは、議案第10号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の31ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年5月10日付けで、市川市長より都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について、提出されましたので、同法第4条第3項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席2番の委員。</p>
議席2番の委員	<p>議案第10号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年5月30日に、第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定についてでございます。</p> <p>借り手の方は曾谷在住の方です</p> <p>曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p>

	<p>申請地は、曾谷の「市川市立第三中学校」の東側に位置した畑6筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、2, 547平方メートルで、設定期間は、1年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>今後も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席9番の委員。
議席9番の委員	<p>この申請地は、自然農法で肥培管理をしていると思いますが、現地の状況はどのようでしたか。また、農業者が利用状況を報告することになっているのでしょうか。</p>
議 長	事務局。
事 務 局	<p>自然農法ということで草も生えておりますが適正に肥培管理されておりました。また、利用状況を市に報告することとなっております。</p>
議 長	よろしいですか。
議席9番の委員	はい。

議長	他にございませんか。
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第10号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号</p> <p>「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案の33ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成28年11月30日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年5月23日に権利取得の届出がありました。</p>

<p>議長</p>	<p>なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。 報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、29件でございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の35ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和4年5月2日から5月25日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は、12件、22筆、3,141.72平方メートル、第5条の届出は、17件、30筆、10,326.97平方メートルで、第4条と第5条の合計は、29件、52筆、転用面積は13,468.69平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、36ページから41ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」1件でございます。</p>

事務局次長	事務局より、報告いたします。
議 長	はい、議長。
事務局次長	<p>はい、事務局次長。</p> <p>報告第3号</p> <p>「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案の43ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年5月25日付けで、申請者から届出があり、土地の所在は大野町、面積は403平方メートルの内、185.5平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>申請地は、農資材置場とするため、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p>

議 長	<p>議案の45ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和4年5月9日に申請のあった2件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第3回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
-----	---